

公立大学法人滋賀県立大学職員表彰規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 44 条第 2 項および公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第 54 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第 2 条および契約職員就業規則第 2 条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第 2 条 職員の表彰は、優秀職員表彰、功績表彰、永年勤続表彰および特別表彰とする。

(優秀職員表彰)

第 3 条 優秀職員表彰は、次の各号のいずれかに該当し、理事長が適当を認めた職員に対して行う。

- (1) 法人の事業の推進に関し、実効性があり、かつ、特に有益な政策提案を行った職員
- (2) 業務改善に取り組み、その効果を顕著に生じさせ、または業務改善について具体的で特に有益な提案を行った職員
- (3) 職務上有益な発明、発見または顕著な改良をした職員
- (4) 身の危険を顧みず職務を遂行した職員
- (5) 通常の職務の範囲を超え、解決困難な課題を有する職務を遂行し、相当の努力をした職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、通常の職務の範囲を超え、職務を遂行し、表彰することが適当であると認められる顕著な業績をあげた職員

(功績表彰)

第 4 条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当し、理事長が適当を認めた職員に対して行う。

- (1) 職務外において、社会的に有益な発明、発見または顕著な改良をした職員
- (2) 職務外において、身の危険を顧みず篤行をした職員
- (3) 職務外の行為について、広く賞賛を受け、著しく職員の名誉を高揚した職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職務外において、表彰することが適当であると認められる善行のあった職員

(永年勤続表彰)

第 5 条 永年勤続表彰は、当該年度の 5 月 1 日（以下「基準日」という。）現在において、次に掲げる一定期間以上職員として従事し、かつ勤務成績の良好な職員について行う。

- (1) 勤続年数が継続して 30 年以上の職員
- (2) 理事長の要請に応じ、国または地方公共団体の職員から引き続き職員として勤務した職員については、第 1 号の「勤続年数」に、国または地方公共団体の職員としての勤務した期間を含むこととする。

- 2 前項の規定は、滋賀県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 56 号）第 2 条に基づき法人に派遣された職員には適用しない。
- 3 年度末希望退職者にあつては退職する年の 5 月 1 日において、または定年によって退職する職員にあつては、退職の日において、それぞれ勤務年数が 25 年以上ある場合は第 1 項の規定にかかわらず、退職日付けで表彰するものとする。

（特別表彰）

第 6 条 特別表彰は、法人における大型研究の推進に顕著な貢献があつて、理事長が適当と認めた職員に対して行う。

（表彰の除外）

第 7 条 次に掲げる職員は、この表彰の対象から除外する。

- （1）過去 5 年間に停職処分を受けた職員
- （2）過去 3 年間に減給処分を受けた職員
- （3）過去 2 年間に戒告処分を受けた職員
- （4）休職中の職員（職員就業規則第 16 条第 1 項第 3 号および第 4 号に規定する事由による場合を除く。）
- （5）無給の職員

（表彰の方法）

第 8 条 第 2 条に掲げる表彰は、理事長が表彰状を授与して行い、これに理事長が別に定める基準に従い、副賞を付することができる。

（表彰の期日）

第 9 条 優秀職員表彰および功績表彰は、必要に応じて随時行う。

- 2 永年勤続表彰および特別表彰の期日は別に定める。

（委任）

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日に現に在職する職員で、国または他の地方公共団体の職員から引き続き滋賀県職員となり、引き続いて職員となった職員については、第 5 条第 1 号の「勤続年数」に、国または地方公共団体および滋賀県職員として勤務した期間を含むこととする。
- 3 この規程の施行の日に現に在職する職員で、財団法人滋賀総合研究所の職員から引き続いて職員となった職員については、第 5 条第 1 号の「勤続年数」に、財団法人滋賀総合研究所の職員として勤務した期間を含むこととする。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。